

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島市

## 2 構造改革特別区域の名称

ビジネス人材養成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

広島市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

広島市は、中四国地方の経済、文化、行政の中心である地方中枢都市として様々な都市機能の集積を図り、発展を続けている。

広島市の産業構造は自動車を始めとする機械系工業の集積が高く、この製造で培われた「ものづくり」の技術がある。また、広島市には大学（12 大学、9 短期大学）や広島市工業技術センターや広島市産業振興センターなどの研究機関が多数集積するなど、充実した教育・研究環境を有している。

しかし、機械系工業を中心とし、それに依存した中小企業が多い広島市の産業構造は、景気動向に大きな影響を受けやすい構造となっている。

そのため、経済社会のグローバル化に対応した成長性の高い産業の育成・導入や、賑わいと活発な交流を生み出す大都市の特性を生かした産業の振興などを推進している。

中でも、サービス業については、社会や個人生活の多様化、企業の専門的知識に対する需要の高まり、情報化の進展などに対応し、多くのニーズが見込まれており、経済活動の高度化や市民生活の向上に貢献する成長性の高い産業として、その振興に取り組む必要があると考えている。

こうした取り組みを進めていくためには、最先端の知識をもち実社会で即戦力となる人材の創出が不可欠である。また、近年、経済のグローバル化などに対応し、ビジネスに求められる能力も高度化してきている。

そこで、本市としては、株式会社の設置する大学を誘致し、企業の求める即戦力の人材や、起業家あるいは起業を支援する人材を育成し、地元での就業に結びつけることにより、地域経済を活性化するとともに、既存の大学との連携・協力あるいは競争を通じて、本市の学術及び教育水準の向上を図りたいと考えている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 高度な人材の輩出による地域経済の活性化

この度、大学設置を行う予定の株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験、国家公務員試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する大学は、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させている。

このように専門人材育成の実績がある株式会社が、地域社会のニーズに応えた大学教育を行うことができれば、社会の即戦力となる専門人材を育成できるとともに、いわゆるダブルスクールの解消に結びつくと考えられる。

本市には、官公庁、大学、民間企業などが集積しており、こうして輩出された専門的な知識を有する人材が、地元で就業、起業あるいは起業支援することになれば、地域産業の競争力向上につながり、地域産業の発展ひいては地域経済の活性化に貢献することが期待できる。

### (2) 本市の学術及び教育レベルの向上

広島市には大学（12大学、9短期大学）や研究機関が多数集積するなど、充実した教育・研究環境を有しているが、これに株式会社が設置する大学という機関が参入すれば、新たな連携・協力あるいは競争が生じ、本市の学術及び教育水準の向上につながることが期待できる。

また、株式会社が設置する大学の高度な能力を持つ研究者や教授陣が、地元企業や地域産業界と交流し、地域におけるアドバイザーやコーディネーターといった役割を果たすことが期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 社会で即戦力となる専門的知識を持った人材の養成

本市では、景気の動向に左右されやすい産業構造の改革が求められていることに対応し、成長性の高い産業の育成・導入や、賑わいと活発な交流を生み出す大都市の特性を活かした産業の振興など様々な施策を推進している。

そうした施策を推進するにあたっては、起業や起業を支援するために必要な専門的な知識及び活力をもった社会で即戦力となる人材の養成が必要である。

そこで、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育を実施し、社会で即戦力となり地域経済の活性化に貢献できる人材を養成することを本計画の目標とする。

## (2)地域経済の活性化

社会で即戦力となる専門的知識をもった人材を養成することにより、高度に専門的な知識を有する人材が、地元で就業、起業あるいは起業支援することになれば、地域産業の発展に貢献することが期待できる。

また、株式会社が設置する大学と既存の大学や研究機関が連携・協力あるいは競争することにより本市の学術及び教育レベルが向上すれば、地域産業の競争力向上につながることを期待できる。

以上により、地域経済の活性化を図ることを本計画の目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1)学校設置による社会的効果

広島市には大学（12 大学、9 短期大学）や研究機関が多数集積するなど、充実した教育・研究環境を有しているが、これに株式会社が設置する大学という新たな機関が参入することにより、新たな連携・協力あるいは競争が生じ、本市の学術及び教育水準の向上につながることを期待できる

株式会社による大学が設置され、社会で即戦力となる人材を養成することにより、高度に専門的知識を有する人材が、地元で就業、起業あるいは起業支援することになれば、地域産業の競争力向上につながり、地域産業の発展ひいては地域経済の活性化に貢献することが期待できる。

広島市における株式会社の学校設置による人材養成及びそれを通じた経済活性化が成功すれば、他の自治体に対しても積極的な手本となり、我が国全体に波及していくものと考えられる。

### (リーガルマインド大学設置による就職・起業・雇用創出見込み)

#### 起業見込み

リーガルマインドが 20 余年にわたって輩出してきた各種資格試験の合格者数は、約 2 万名であり、同社の推計によれば、そのうち 60%の約 1 万 2000 名が起業（独立開業）している。

この推計から計算すると、2009 年 3 月にリーガルマインド大学広島キャンパスを卒業する約 130 名の内、60%の約 78 名が起業すると考えられる。

これに加え、リーガルマインド大学広島キャンパスは、正規学生以外にも、年間約 2,700 名の科目等履修生を受け入れる予定であり、この中からも起業する者が出ると考えると、正規学生で起業する者を含め、1 期で 100 名を超える者が起業することが期待できる。

### 卒業生中起業する者

平成 21 年度（見込）	5 名以上
平成 22 年度（見込）	10 名以上
平成 23 年度（見込）	20 名以上
平成 24 年度（見込）	30 名以上
平成 25 年度（見込）	40 名以上

（卒業後の全体起業見込のうち、1・2 年目に 5%、3～5 年目に 10%が起業すると仮定して算出）

### 雇用創出見込み

起業者の中には従業員を雇用する者もいる。総務省統計局、個人企業営業状況調査（平成 13 年 3 月）によれば、個人企業（サービス業）の従業員数が平均約 1.3 人であり、これから推計すれば、1 期で、起業者も含め 130 名を超える雇用創出が期待できる。

### 雇用創出見込

平成 21 年度（見込）	6 名以上
平成 22 年度（見込）	13 名以上
平成 23 年度（見込）	26 名以上
平成 24 年度（見込）	39 名以上
平成 25 年度（見込）	52 名以上

（卒業後の全体起業見込のうち、1・2 年目に 5%、3～5 年目に 10%が起業すると仮定して算出）

## (2)学校設置による経済効果

株式会社による学校が設置されることにより、本市において新たに学生人数の増加が見込まれる。学生増加による直接の効果として、学校周辺の商圈の活性化や書籍・文具等の必要品の消費が増えることによる消費の増加が見込まれる。さらに学校設置に伴い、学校スタッフの増員が行われることにより雇用の創出にもつながる。

### （リーガルマインド大学設置による経済効果見込み）

#### 学生の消費

大学設置により初年度に 130 名、翌年度 260 名、3 年目 360 名、4 年目 460 名の定員が見込まれる。学生 1 か月 1 名あたり食費、書籍、文具等により最低でも 3 万円の消費をなすとすれば、初年度で月額 390 万円、4 年目で月額 1,380 万円となり、年額に換算すると 1 億 6,560 万円の新たな消費が見込まれる。

### スタッフの雇用と消費

学校スタッフとして4年間で概ね70名の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。

スタッフ1か月1名あたり食費、書籍、文具等により最低でも3万円の消費をなすとすれば月額210万円、年額で2,520万円の新たな消費が見込まれる。

また、学生・スタッフが増えることによる周辺商圈における追加雇用も見込まれる。

### 施設整備

学校設置の初期には設備の増強等の需要が見込まれ、この結果として特別区域において工事による資金投下が見込まれる。

今後の事業者の拡大によっては、効果がさらに期待できる。

### (3)都心部の活性化

「校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業」の特例により、大学施設の設置は、現在各種学校として東京リーガルマインド広島本校を設置している都心部で行う予定である。

都心部に大学キャンパスを設置できれば、学生等の往来・交流などにより街に賑わいが生じるほか、そこでの直接消費に伴って発生する経済的効果も予想され、都心部の活性化につながることを期待できる。

## 8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1)新産業政策の推進

本市では、活力ある広島経済の創造を図るため、新しい産業政策の基本目標と目指すべき方向、重点的に取り組むべき施策として、平成14年3月に「広島市新産業政策」を策定した。

この中で重点的に取り組むべき施策のひとつとして、「人材の創出と都市・地域の再生に向けた大学の積極的な活用」を掲げている。

本計画により株式会社による大学が設置され、社会で即戦力となり地域経済の活性化

に貢献できる人材を養成することにより、高度に専門的な知識を有する人材が、地元で就業、起業あるいは起業支援することになれば、新産業政策の推進に寄与することはもちろん地域産業の競争力向上につながり、地域産業の発展ひいては地域経済の活性化に貢献することが期待できる。

## (2)生涯学習の推進

本市では、生涯学習の推進を図るため、平成 16 年度から平成 19 年度までの目標や基本的な考え方、目標実現のための施策の柱、主な重点施策を示した「広島市生涯学習推進プラン」を平成 16 年 3 月に策定した。

この中で、多様化・高度化する学習需要に対応するための重点施策の一つとして「高等教育機関との連携による学習機会の提供」を掲げている。

本計画により株式会社が設置する大学が設置されれば、市民の高度化した学習需要に対応した生涯学習の選択肢が広がることとなる。さらに今後、本市関係機関との連携による公開講座の開催など、これまで比較的少なかった職業教育的な学習機会を提供できることとなり、本市の生涯学習の推進に寄与することが期待できる。

## 構造改革特別区域計画

### 1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所：東京都港区愛宕 2 - 5 - 1

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

広島市の全域

< 事業の開始時期 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学（広島キャンパス）の設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の必要性や要件適合性

景気の動向に左右されやすい産業構造の改革が求められる中、本市の活力ある地域経済の発展を図るためには、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材やその立ち上げを支援する人材など、社会で即戦力となり地域経済を担う人材を育成する必要がある。

この度、本市に対して構造改革特別区域計画認定申請を依頼した株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社による大学の設置を認めれば、専門実務を組み込んだ高度な教育を行うことにより、即戦力となる人材の育成ができると考えられる。

よって、地域経済の活性化や本市の学術及び教育レベルの向上を図るためには、当該規制の特例措置を活用し、株式会社による学校の設置を行う必要があるものと判断する。

#### 弊害の防止措置の内容（セーフティネットについて）

株式会社東京リーガルマインドは、これまでも法人税等を納めつつ、大学同様の教育を、助成金等を受けずに実施してきた実績があり、経営基盤に問題はないものと思われる。

万一経営支障が生じた場合、又はおそれがあると認められる場合には、学生の募集停止、募集停止後の就学指導、他学校への編入支援など、独自のセーフティネットの案も提案されており、問題なく学校運営を実施できるものと判断することができる。

また、事業者が大学を設置するにあたっては、広島市においても経営状況の把握に努めるとともに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な就学が維持できるよう、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努める。また、そうした事態が生じた場合には、事業者との連携により、本市に専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校の紹介を行うなどの措置をとることとする。

## 構造改革特別区域計画

### 1 特定事業の名称

801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

広島市の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

校地・校舎借用による大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

本件特例措置を受けようとする事業者は、広島市の都心部において校地・校舎借用により、これまでも高度なキャリア教育を実践してきている。

大学を設置するにあたっては、設置地域から地理的に近い地域の職業人に就業時間後でも通える専門教育の機会を提供できるほか、その地域に勤務する研究者や異業種の実務家との交流が生じることが期待できるため、これまでと同様、企業、業務などの機能が集積している都心部での事業展開が効果的である

しかしながら、近隣の土地、建物の市場価格は高価であり、校地・校舎を取得するためには、莫大な出費を要する。本計画の事業体である株式会社は、学校法人と違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税を納入するなど、市場原理に基づいて事業を行っており、地価の非常に高い地域において校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。

このように地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師や教育内容の充実にその資金を充てる方が、本計画をより効果的なものにすることができ

る。

また、同事業者が現在事業を行っている校舎の賃貸契約は1年契約で自動更新であるが、貸主との間でトラブルは生じておらず、問題なく契約を更新し事業を展開していることから、同地に大学を設置した後も、継続的かつ安定した学習機会が確保されるものと認められる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者が自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であると認め、当該特例措置を活用し、校地・校舎の自己所有を要しない大学の設置を行う必要があるものと判断する。

## 構造改革特別区域計画

### 1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所：東京都港区愛宕 2 - 5 - 1

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

広島市の全域

< 事業の開始時期 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じた大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

事業者が大学の設置を検討している地域は、企業等が集積した広島市の都心部であり、設置地域から地理的に近い地域の職業人に就業時間後でも通える専門教育の機会を提供できるほか、その地域に勤務する研究者や異業種の実務家との交流が生じることが期待できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。

しかし、当地域は地価が非常に高く、運動場として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、高額な費用が必要となる。

このため、事業者は運動場確保の代替措置として、学外運動施設との提携等を予定しており、運動場を設けなくても、運動を行いたいという学生に不利益が生じないよう配慮することとしている。

なお、同大学は、カリキュラムとして運動場を使用する体育を有しておらず、このため、教育・研究活動に支障は生じないものと認められる。

以上のことから、本計画の実施に際し、事業者に運動場を求めることは困難であり、運動場の設置を求めなくても、教育・研究に支障が生じないと認められるため、代替

措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

## 構造改革特別区域計画

### 1 特定事業の名称

829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所：東京都港区愛宕 2 - 5 - 1

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

広島市の全域

< 事業の開始時期 >

平成 1 7 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる校地に空地を設けない大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

事業者が大学の設置を検討している地域は、企業等が集積した広島市の都心部であり、設置地域から地理的に近い地域の職業人に就業時間後でも通える専門教育の機会を提供できるほか、その地域に勤務する研究者や異業種の実務家との交流が生じることが期待できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。

しかし、当地域は地価が非常に高く、空地として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、高額な費用が必要となる。

また、事業者は、既に、大学設置を予定している校舎内に、学生が休息等に利用するのに適当なスペースを有しており、空地を設置しなくても、大学の教育・研究に支障は生じないものと認められる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に空地の設置を求めることは困難である特別の理由が認められ、空地の設置を求めなくても大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。